⑬　舗装工事（舗装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、ＰＣ橋梁工事、解体工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　土質調査
③　建築設計
④　建築・工事監理
⑤　土木設計
⑥　土木・工事監理
⑦　補償
⑧　調査

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、国土交通省等及び独立行政法人等が実施するインターネット方式により、申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に関わらず、平成28年12月１日から平成29年１月13日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、下記８その他⑷インターネットを使用しての申請ができない者に該当する者は、郵送方式により別記１に掲げる期間及び郵送宛先において申請するものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成29年２月１日以降随時、郵送方式による場合は別記２に掲げる送付宛先において申請を受け付ける。持参方式による場合は申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地の区分に応じ、別記２に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成28年11月１日から平成28年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成28年11月１日から平成29年１月13日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、平成28年11月１日から次のホームページアドレスにアクセスして、申請書様式をダウンロードすることにより入手することができる。
http://www.ur-net.go.jp/order/info.html

⑵　申請書の提出方法　インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴①において入手したパスワードを入力して送信するものとする。

郵送又は持参により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、提出すること。また、郵送による場合は、受理票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ１部とする。

（建設工事）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
④　業態調書
⑤　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑦　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
⑧　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
⑨　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

⒜　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る③に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をするときは、合併等に関する合理的な計画が記載された書類も提出すること。
⒝　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。